

令和 4 年栗山町議会定例会 1 月臨時会議 会議録

令和 5 年 1 月 1 8 日 午前 9 時 3 0 分開議

1、出席議員は次のとおりである。

1 番	藤	本	光	行	君
2 番	大	西	勝	博	君
4 番	佐	藤	則	男	君
5 番	土	井	道	子	君
6 番	佐	藤		功	君
7 番	千	葉	清	己	君
8 番	三	田	源	幸	君
9 番	齊	藤	義	崇	君
1 0 番	置	田	武	司	君
1 1 番	鈴	木	千	逸	君
1 2 番	鵜	川	和	彦	君

2、欠席議員は次のとおりである。

3 番	友	成	克	司	君
-----	---	---	---	---	---

3、本会議に出席従事した職員は次のとおりである。

事務局主幹	中	野	真	里
事務局主査	山	内	あ	づ さ

4、地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による説明員は次のとおりである。

町	長	佐々木	学君
副町長	橋場謙	吾君	
総務課長兼選挙管理委員会書記長兼 新型コロナウイルス対策室長	中野和	広君	
総務課総務担当主幹 兼男女共同参画・内部統制担当主幹	出南	力君	
経営企画課地域政策担当主幹	田崎	剛君	
福祉総括兼福祉課長	森	英幸君	
建設総括兼建設課長	片山	伸治君	
産業総括兼産業振興課長	高間	嘉之君	
産業振興課農林業振興担当主幹	名内	隆君	
ブランド推進課長	高田宏	明君	

ブランド推進課主幹兼

栗山駅南交流拠点施設担当主幹

教 育 長

教育総括兼学校教育課長

三

木

貴

光

君

吉

田

政

和

君

秦

野

加

寿

彦

君

5、本会議の付議事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

議会運営委員会報告

諸般の報告

①会務報告

②監査報告

議案第56号 令和4年度栗山町一般会計補正予算（第11号）

議案第57号 栗山町栗山駅南交流拠点施設条例

議案第58号 栗山町第7次総合計画基本構想及び基本計画について

◎開議の宣告

○議長（鵜川和彦君） 議員の出欠状況につきましては、事務局主幹報告のとおり定足数に達しておりますので、本日は休会の日であります但議事の都合により、ただいまから令和 4 年栗山町議会定例会を再開し、1 月臨時会議を開会いたします。

今、開会議会の議会期間は本日 1 日といたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鵜川和彦君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、4 番、佐藤則男議員、5 番、土井議員のご両方を指名いたします。

◎議会運営委員会報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 2、議会運営委員会より、この度の臨時会議の運営等に関する報告書がお手元に配付されておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

◎諸般の報告

○議長（鵜川和彦君） 日程第 3、諸般の報告に入ります。

会務報告につきましては、事務局主幹に報告させます。

事務局主幹。

○議会事務局主幹（中野真里君） 本会議の議件は、議事日程のとおり議案第 5 6 号 令和 4 年度栗山町一般会計補正予算（第 1 1 号）他 2 件であります。

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定による説明員は、町長及び町長の委任を受けた副町長、総括、各課所長、並びに、教育委員会教育長及び同教育長の委任を受けた総括、課長、事務局長、農業委員会長の委任を受けた事務局長、選挙管理委員会委員長の委任を受けた書記長であります。

先の定例会議報告後の会務につきましては、別紙プリントのとおりであります。

◎監査報告

○議長（鶴川和彦君） 次に監査報告をいたします。

例月出納検査の報告ですが、お手元に配付の写しのとおりでありますので、ご覧いただきたいと存じます。

◎議案第56号

○議長（鶴川和彦君） 日程第4、議案第56号 令和4年度栗山町一般会計補正予算（第11号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第56号 令和4年度栗山町一般会計補正予算（第11号）の提案理由をご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ85万6千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ102億7,287万6千円とするものであります。

補正の内容は、6款農林水産業費におきまして、旧王子の森物件調査業務等に係る補正であります。

本件につきましては、第7次総合計画の施策としても位置付けております、森林空間を活用した木育及び森林ワーケーション等の推進に係る新たなフィールドとして、50年来、町民憩いの森として親しまれ、また、学術的にも道内屈指の樹種200以上を有する旧王子の森の有効活用について調査検討を行うもので、今後、現所有者である王子不動産株式会社との譲渡も含めた協議を進めるにあたり、その敷地内の樹種、樹高等の材籍調査を実施するものであります。

旧王子の森につきましては、平成21年度末をもって惜しまれつつ閉鎖となり、この間、町民の皆さんからその有効活用を望む様々な声があったこと、また、近年のコロナ禍による国のワーケーション関連予算の拡充等の状況を踏まえ、あらためて、その早期活用に向けた具体の検討を進めてまいりたいと考えております。

それでは、事項別明細についてご説明申し上げます。

4ページをお開きください。

まず、歳出であります。6款2項2目森林環境譲与税事業費の85万6千円の補正は、旧王子の森敷地内の樹種や樹高等の調査に係るもので、内訳につきましては、7節報償費で森林調査に係るボランティア等への作業謝礼8万円の追加、12節委託料で、旧王子の森物件調査業務77万6千円であります。

3 ページをお開きください。

次に、歳入であります、19 款 1 項 1 1 目 1 節 森林環境譲与税基金繰入金の 85 万 6 千円の補正は、今回の補正に係る財源調整として繰り入れるものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

11 番、鈴木議員。

○11 番（鈴木千逸君） 内容といいますかね調査するということはそれは、今町長からご説明いただいて分かったのですが、この事業を本格的に森を活用するということですね、恩恵を受ける子供たちなのか、町民のどの世代なのか、どういった方々がその恩恵を受けるようになるのか。それから、ハサンベツのほうの里山の事業がございすけれども、そちらとの何て言いますそのバランスといいますかね、あちらにはあちらである程度の資金をつぎ込んでやっているわけなのですけれども、あちらで子供たちのためにということをやっている事業とのこちらの王子の森との差別化といいますかね、どういったことの違いがあるのか。それから将来的に今調査の段階で、この金額だということではありますけれども将来的にそれを行うとした時の予算規模といいますかね、そこですよ。どれほどの規模でやって、どれほどの予算がかかっていって、それに対して、どれほどの町民が恩恵を受けるあるいは楽しめるといいますかね、恩恵を受けるということになるのかなといったところをもう少し明確にですね、教えていただければなというふうに思います。お願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 鈴木議員の質疑に対する答弁に入ります。

産業振興課長。

○産業総括兼産業振興課長（高間嘉之君） 鈴木議員の 3 点にわたりますご質問にお答えいたします。

まず 1 点目でございますけれども、この事業につきましての対象となる方々ということでございますけれども、まず、こちらにつきましては、基本的に木育の推進ということ、またゼロカーボン、今後ですね推進していかなければならないゼロカーボン、こういったことを一体的に取り組むことが可能な施設だろうというふうに認識をしているところでございます。そういった中では、当然、地域の子供たち、また場所的にもですね非常に便のいい場所でございますので、そういった地域の子供たち、また社会人等々含めて多くの世代の方々に活用していただきたい。

また、交流人口という意味では、多くの町外からの方々、そういった方々にも利用、活用していただきたい。いわゆるワーケーション施設ということも、想定をし

ているところでございます。

また町内のハサンベツ等々の、現在、取り組みをしております関連事業についてでございますけれども、当然そういった方々とも連携をしながら、今後進めていくということで考えているところでございます。

また、今後の事業費、規模でございますけれども、まず、この調査につきましては、先ほど申しましたとおりですね、24ヘクタールございまして、そういった中で、森林の中に約1万3,000本の樹木が植わっているという状況でございます。この、樹木も含めて今後、所有者である王子不動産との交渉を行っていくということになります。今後この樹木のいわゆる価値というものをこの調査の中で把握をして、これから、相手方との交渉に入ることになります。価格的なものについては、これからの調査によって見えてくるかなというふうに思っております。

また、その後の事業展開につきましては、現状の森林空間を生かしつつ、第7次総合計画の中で、具体的に、仮に相手方との交渉が成立した場合については、この24ヘクタールを活用した中で、様々な事業展開をしていきたいというふうに考えておりますが、現時点では具体的なものについてはまだ、ということでありまして、今後、事業費、事業内容については、具体的な交渉が整った上で、しかるべき時期にまた議会のほうにご提案し、ご相談をしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鵜川和彦君） 鈴木議員。

○11番（鈴木千逸君） 重ねて質問をさせていただきたいのですが結果、何もまだ決まっていないということなのだと思いますけれども、ゼロカーボンということに資するということであれば、何かしらの国からの補助なり援助なりということがあるのかなというふうに推察しますけれども、そこいら辺の要はね、私心配するのは里山は里山として一つ、もう立派な形として数十年かけてやってきた事業があります。森は森でね、それはないよりあったほうがいいのかろうけれども、ただ、町がやる事業として町の負担でどれほど何をどうするのと、それは、ワーケーションもいいですけどワーケーションの施設をつくるとしたら、ワイファイの環境を整えるとかですね、あるいは建物を建てるとか、森林を開発するのかそれともその環境を損ねるのか、ちょっと怪しいかなというふうなところもね、ちょっと感じつつですね、いろいろ、何て言います出口といいますかね、あるんでしょうけれども、もう一度伺いますけれども国からの援助なり何なりということは何の程度町の負担がどの程度になる見込みで、事業規模もまだ何も決まってないということなんでね、今の段階では、ざっくりとしたことしか言えないのかもしれないけれども、そこのところをですねもう一度ちょっとお尋ねしたいと思います。費用的にね、国はどこまで負担してくれるのか、町がどこまで負担しなければなら

ないのかというところをですねお尋ねしておきたいと思います。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

産業振興課長。

○産業総括兼産業振興課長（高間嘉之君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。本事業の今後の事業の推進に当たりましての経費のご心配いただいている面でございますけども、今ほど申しましたように具体的な事業については決まっておりますので、こういった補助金を活用してという具体的なお話は現時点では出来ませんが、基本的にはですね、この森林環境譲与税、こちらのほうを活用し、また国の各種、ワーケーション事業を含めた中での、国の補助事業、また企業版ふるさと納税、また企業の森づくりということも現在本町のほうで行っておりますので、行政のみならず、民間との連携をしながらですね、様々な事業展開を行っていききたいという構想を現在しているところでございます。

以上でございます。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第５６号 令和４年度栗山町一般会計補正予算（第１１号）について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第５６号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第５７号

○議長（鵜川和彦君） 日程第５、議案第５７号 栗山町栗山駅南交流拠点施設条例を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第５７号 栗山町栗山駅南交流拠点施設条例の提

案理由をご説明申し上げます。

栗山町中心市街地都市再生整備計画に基づき整備を進めてまいりました栗山駅南交流拠点施設につきましては、昨年９月に建物の改修工事が完了し、その後、外構工事の施工とともに施設開設に向けた諸準備を進めてきたところであります。

本施設は、町民をはじめ栗山町に関わる多様な人の活動と交流の促進を図り、関係人口を創出することを目的としたコミュニティスペースとして活用していくものであります。

総合案内における地域情報の提供や相談対応、また、多目的ホール・展示ホール・調理室等の貸し出し、ものづくりを通じた課題解決スキルの習得・支援を行うファブラボ栗山並びに、飲食ビジネス支援を行うくりふとキッチンによるサービス提供、さらには、令和６年３月の開局を予定するコミュニティ放送の実施など複合的なサービス提供と事業展開により多様な地域資源も活かした賑わい創出を進め来訪者による活動と交流のきっかけや新たなチャレンジの場としてまいります。

本施設の正式オープンは、本年４月１日を予定しておりますが、これに先立ち今月２１日よりプレオープンを行い町民皆さんへのお披露目と各種サービスの最終的な試行・検証を進めることから今議会において条例提案をさせていただくものであります。

以下、各条項についてご説明申し上げます。

第１条は、施設の設置目的を定めるものであります。

第２条は、名称及び位置等を定めるもので通称の栗山煉瓦創庫くりふとにつきましては、栗山町の栗と接ぎ木を意味する英語グラフトを組み合わせた造語で、本施設が人々をつなぐ接ぎ木の役割を果たし関係人口の創出を目指すものであることを表現したものであります。

第３条は、開館時間及び休館日を定めるものであります。

第４条から第１３条までは、施設使用の許可や制限、使用料等に係る規定など、施設の管理・運営に関する事項を定めるものであります。

このうち、第７条の使用料等につきましては、他の公共施設の取扱いに準じ、別表第１及び別表第２において具体の金額を定めておりますが、ファブラボ栗山の工作設備利用に係る安全操作講習及び設備貸出利用に係る料金については、本条例においてその上限額を定め詳細な区分及び金額については、施行規則において定めるものであります。

第１４条及び第１５条は、将来的に予定しております指定管理委託に関する事項を定めるもので、他の既存公共施設と同様の内容で規定するものであります。

第１６条は、委任に関する規定で先ほどご説明いたしましたファブラボ栗山に係る利用料等を含め必要な事項を施行規則において定めるものであります。

附則第1項は、施行日を定めるものでプレオープン初日となる令和5年1月21日から施行するものでありますが、ファブラボ栗山の利用を除く専用使用等の許可については、正式オープンとなる令和5年4月1日から実施するものであります。

附則第2項は、開館時間の特例について定めるもので、プレオープン期間中の土曜、日曜及び祝日における閉館時間は、午後5時までとするものであります。

附則第3項は、使用料等の特例について定めるもので、プレオープン期間中においては施設の利用促進のため町民に限り利用料等を徴収しないこととするものであります。

附則第4項は、準備行為について定めるものであります。

附則第5項は、栗山町公の施設使用料減免条例の一部改正で第2条に定める減免規定の適用を受ける施設に本施設を加えるものであります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番、齊藤議員。

○9番（齊藤義崇君） 幾つかあるのですが一つずつしたいと思います。よろしくお願いします。

まず、57はですね、目的の後に第3条の開館休館の取り決めでございます。自分は関係人口とか交流人口っていうことを考えたときに、年末年始には、自分たちの兄弟や親戚もたくさん帰ってこられてですね、1番これを見ていただくにはいいときだなんて感じがするのですが、どうやらその役場の公共施設の規定にのっかってこういう条例を立ち上げると、お休みにしなければならないってことがあって、それから放送局も予定されていますから、例えば聞かれるかどうか分からないけど、カウントダウンがあったり、神社での初詣があったり、我々の地域でもその神社の詣でっていうのをなかなか31日の夜は、なかなか集まりにくいから電気をつけておいてお参りに行きつつ、1日から開いてですね、やるときに必ず地元でも動いているわけですね。

この拠点交流施設は核になるというのであればですね、やっぱりこの開館日休館日、もしくはこの時間の規定というのをですね、少しフリーにするべき柔軟な施設じゃないかなって僕は感じを持っているので、子細の規則規定を設けるでしょうけども、条例としてもですね、普通の施設と同じような条例では柔軟に使っていかないのじゃないかなっていう気持ちを持っております。それからめくっていただいて、先ほど町長のご説明があった別表第1になります。別表第1はですね、よくよく、勉強してみると、公共施設はある程度町によってですね平米当たりの単価

が決まっているということでございます。

子細は後ほど定めますよと言うのですが、僕らが施設を見せていただいた限り、いろんなことに使えるなあとか、それから育っていただいた、我々の関係人口を呼んで来ていただく、地域おこし協力隊のスタッフの方々なんかは特殊な技能を持たれているのでね、ちゃんと指導をもとにやるとこれぐらいいただきたい。

それから指導をもとにやらない場合はこういただきたいということで、子細を決めるに当たってはですね、今日の条例の提案ですから、もし子細のことで、もう少しだけ具体的につけ加えて説明いただければという意味ですけれども、もうちょっと、この施設の使い方なりのもの、スポーツセンターとか角田の改善センターとか南部公民館とは違うわけですから、もう少しだけ、お聞かせ願いたいなという点ですね。

まず、この点についてお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） 9番、齊藤議員の質疑に対する答弁に入ります。

ブランド推進課長。

○ブランド推進課長（高田宏明君） 齊藤議員のご質問にお答えします。

1点目の第3条の関係でございます。開館時間及び休館日の関係でございます。他の公共施設に倣いまして休館日につきましては付記のとおり記載をさせていただいております。しかしながら第3条のただし書にございますとおり、町長が特に必要と認めたときについては、これを変更することができる、というような規定もございます。イベント等、また言われるような年末年始のカウントダウン等々のイベントがある場合については、このような対応、必要があれば、これを変更して開館をさせていただくですとか、今、イベントに使っていくというようなことは、今後、プレオープン期間中のプレ検証等も含めながら、今後については前向きに検討はさせていただきたいと思っております。

2点目につきましては、担当主幹よりお答えいたしますのでお願いいたします。

○議長（鶴川和彦君） ブランド推進課主幹。

○ブランド推進課主幹兼栗山駅南交流拠点施設担当主幹（三木貴光君） 齊藤議員2点目のご質問でございます。ここの施設が今回の目的、それが特徴といったところでほかの施設とどういうふうな違った使い方があるのかといったところかなというふうでございます。

一つここで例として挙げられるとすればですね、まずは、規則のほうでうたうことにしておりますファブラボ栗山に関する使用料がちょっと新たに入ってくるかなと。今までこういったサービス使用料のようなものは、ほかの施設はなかったのかなというふうに思っております。特にこのファブラボにつきましては、いろんな工作設備、機械ですね、使うといったところで事前に安全操作講習も受けていただいた中で利用の貸出しを行うというのがサービスの一つであるというふうに思っ

ております。

実際この安全操作講習もそうですけれども実際に使うときもなかなかフリーで貸出しすると非常に中に危険なものもございますので、そこには必ずスタッフがサポートするというような考え方を持っておりますので、ファブラボにつきましては、スタッフが必ず常勤している中で利用してもらうというのがほかとは違いますし、ここに関する使用料というのを別途用意しているといったところがございます。

またそれ以外のスペースにつきましても、今の地域おこし協力隊含めてですね、いろんなスタッフとしてのサポートというのをいろいろ行っていく考えがございます。その辺はですね、今回のこの条例の使用料とかにとらわれず、またそこに付加するようなサービスとして、これからちょっと具体も詰めながらですね、そこに加えていくというような考えで今進めていこうかなあというふうに思っています。

例えば、調理室で行うですね、これから行いますくりふとキッチンですね、今までのヤムズキッチンを移転するものでございますが、これも今まで同様ですね、ここに出店する方々のサポート、栗山町の中でどういった食材を使ったらいいのかですとか、あとはどういうふうなメニューとか価格帯であれば地域の人が好んで利用してもらえるのかとか、そういったところの相談対応、あるいはこちらからのご提案、そういったものもですね答えていきたいなというふうに思っておりますので、ちょっと使用料の範囲外のところで、そういったものを加えながらやっていこうというふうに思っています。またちょっと細かいところはですね、今後の整理になってくると思いますので、一旦ここで今のご質問の答弁としておきたいと思っております。お願いします。

○議長（鵜川和彦君） 齊藤議員。

○9番（齊藤義崇君） 意図は伝わったと思いますので、最初の話は。何が僕が言いたいかっていうのはお分かりですよ。関係人口を呼ぶっていうことは、時間の定め、曜日の定め、もしくはその使用の柔軟性っていうのが求められる施設をつかったのじゃなかろうかなって理解しているので、条例は改正も出来ますし、話としては、柔軟な構えを持っていますよということで、進行管理計画を見ているから、きちっとそういう柔軟性を持った本当に人がたくさん集まる施設にしていきたいなと思っております。それからあと2点あってですね、僕はどうしてもこの条例って、この公共施設になるから、こうせざるを得ないと思うのですが、ガバナンスをきかせるためにこの町長が、町長がと出てまいります。ですけども、僕らもイベントとかいろいろやるので分かるのですが、ホテルで予約すると高いからホテルではやりたくない。どっかの町のどっかお世話になろうかっていうと、もう手続が大変、許可書が出て事前に前納しなければならない、最後掃除して片づけて帰きなさいとなるとですね、例えば現代なりには有料にして入場料取ってですね、

やる場合は例えばここにも書いてありますけど、例えば掃除を受ける場合はこういう料金ですよとこういう料金で、私たち、さっき言った専門のスタッフがおりますから、使える施設ですよって喧伝し、うたうべきかなと思うのですが、これは条例だからこの形をとったのかもしれないですけど、僕はその辺については、条例を建てる時に許されるならば、指定する管理者の責任において使用を認めるとかっていうほうが、のちのちの使い方についても説明を受けておりますけれども、役所のガバナンスの中にいるよりは柔軟性が出るのかなということで、この条例をつくるに当たってですね、そういったものを調べた上で体裁を整えたのかということが1点と、これは関連する質疑なので、議長が認めていただいた場合答えていただきたいのですが今自治会のほうにですね、プレオープンの案内が参っております。今週、議会のほうに先に施設見せていただいておりますけど、みんな行くとなったら交流施設ですから人が入れるのかなって僕は心配をしているところです。

大勢来て入れるだろうかっていう気がします。駐車場も含めてです。たまたま、年始から豪雪にも見舞われていて、裏手のほうの除雪スペースっていうかね、駐車スペースもしくはフリースペースっていうのが確保出来ない状況なので、そのプレオープンの本オープンに向けての当然名前のおりですから、猛ダッシュっていうかスピードよく、季節運航していくに当たってはですね、出だし大事なと思うのですが、そういう、少し自治会の話としてはですね各自治会の人とも話しておりますけど、自治会長ぐらい行ったほうがいいのかあとか、どんな施設なのよっていうことを平たく聞かれるのですが、まだ僕も見えてなかったんで分かりませんけど多分50人ぐらい入ったらいっぱい、いっぱいで、車とめに行ったらよとか、そういう平たい話を承るのじゃなかろうかなっていうのを危惧しているので、これは認めていただければ関連質疑としてお答えいただきたいなと思います。

以上、2点です。

○議長（鶴川和彦君） 答弁に入ります。

ブランド推進課長。

○ブランド推進課長（高田宏明君） 齊藤議員のご質問でございます。1点目この条例についての建付けでございます。あくまでも施設の設置に関わる条例でございます。他の施設と同様の建付け、町長がというような形で条例については上程をさせていただいております。

他の設置条例と同様の建付けの中で本条例についても制定をさせていただいております。あくまでも設置に関わる条例という形でございます。

あと2点目、プレオープン、もしくは正式オープン以降におけるキャパ等についてでございます。昨今、施設を直接見ていただいた中でいろいろと感ずるところはあろうかと思っております。駐車場につきましては北側駐車場については台数の限りはございますが、駅側の駐車場にプレオープン時は誘導する等々をするなり極力混

乱のないように対応はしていきたいと思います。ただ施設内につきましてはどうしても限りのあるスペースになりますので、そこについても極力、混雑のないように対応はしていきたいと考えております。

また過日、町内会長さん自治会長さんに対しまして、施設の案内パンフレットを送らせていただいているところでございますので、時間差ということはございませんが、ぜひ来ていただいて皆さんに見ていただきたいということについては、私どもの願いでございますので極力、混雑と迷い等がないように対応は可能な限りしていきたいと思ひますし、このプレオープン期間中の検証を進めた中で正式オープン以降、いかように対応するかという検討を常にさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 齊藤議員。

○9番（齊藤義崇君） これで最後にしますけれど、これも言わんとしていることは伝わりますよね。どの施設もプレオープンってなれば招待客を限って、時間を決めたり、チケットを配ったりするのですが、手はずとしては、もう少し踏み込んでですね、やってもよかったのじゃないかなっていうところと、本オープンもありますから、プレオープンを反省したり、もしくは、にぎやかになれば、このことを喜びにしてですね、頑張っしてほしいから質問しているという理解で伝わっていると思うのですが、それを必ず本オープンに向けてですね、生かしていただきたいという気持ちが施設を見て感じたので関連質疑しました。それから、最初の2回目の最初の質問の町長のガバナンスを利かせねばならないのですが、ここはやっぱりその関係人口や交流人口というのは、ある意味商用施設と同じようなスタイル、在り方、決定、もしくはサービスの向上と見なきゃならないのはあって、それに対してはですねやっぱり、こう言ったらあれですけども、スピードっていうのは、必要かなと思ひてまして、町長の許可を受けるって建て付け上、文言でしようけど当然、担当課長の決裁とかね、いろいろくぐった上で使用許可が下りる、もしくはそれを一任しながらやっていくという形でしようけども、条例だけを見るとですね。平たく言ひますよ、堅苦しい施設じゃなくないと人が来ないので、そういった雰囲気の出る条例だともっといいかなっていう気がしたまででございます。4つ質問しましたが、僕はもう当然応援しますのでね、頑張っいただきたいと思う反面、そういった商用的もしくはサービスの向上という面では、条例の話を少し離れた部分が多かったですけど、柔軟に構えてですね、進める決定をしていくってような施設にさせていただきたいというふうに思ひます。

○議長（鵜川和彦君） 答弁要りますか。

[何か言う人あり。]

○議長（鵜川和彦君） ほかにありますか。

鈴木議員。

○11時（鈴木千逸君） 1点だけすみませんお尋ねさせていただきたいと思います。調理室の利用料のことなのですけれども、調理室、ヤムズキッチンというような形でこれから開業しようかなという方々に貸していくのかなというふうに思います。実際には、私的には常設で、ああいう設備ですから、常設で食堂といいますかねレストランみたいなものがあつたほうがよりいいのかなとは思いますが、でもそこはこれから試行錯誤ということなのではと思いますが、この使用料ですね、ほかのホールの使用料だとかとは別で、当然そのいろんな調理機材だとか、数年おきに更新しなきゃならないものがほかのスペースよりはあると思うのです。ファブラボのほうも同じだと思うのですが、ファブラボにしても機材といいますか機械といいますか設備といいますかね、そういったもののアップデートがやっぱり数年に一遍は必要になってくるかと思うのです。その積立といいますかね経費を賄うぐらいの使用料は、ちょうどいいのではないのかなと、先ほどの齊藤議員のお話ともちょっと関連してかぶるのですが、こういったスペースを貸す、それで営業に関しては10割いただくとかっていうのは、それはどこの公民館やそういったところでもやっていることだと思うのですが、この調理室だとかってちょっと特殊ですよ。それからファブラボの施設だとかっていうのをちょっと、我が町ならではといいますか特殊だというふうに思うのです。ですから、これらの費用っていうのは、これはいろいろ考えて設定した金額なのでしょうけれどもね、後の機材の更新を考えたときにですね、もうちょっといただいてもいいんじゃないのかなというふうに思うのですが、そのところは何か理由があつてこういうふうにしたのでしょうか、そこをちょっと教えてください。

○議長（鶴川和彦君） 11番、鈴木議員の質疑に対する答弁に入ります。

ブランド推進課長。

○ブランド推進課長（高田宏明君） 鈴木議員のご質問、使用料等の関係でございます。ファブラボ等の資材につきましては高額のものからいろんな種類のものがございます。あくまでも購入金額を耐用年数、その機械の耐用年数と、さらにその間の利用人数、想定になります。利用人数で割り返して、使用料の単価を設定をさせていただいているところでございます。次の機械の更新にという、この考えでいくと現在購入した機械をあくまでも利用する方に負担していただくという考えでございますので次のという積立ての金額については含まれてはいないところでございますが、やはりより、こちらが想定している利用人数より多く利用していただければ、今ほどのお話の意図にもつながってくるのかなと。我々としてはやはり多くの方の利用を促していくという形で何とか次の機材の購入にもつなげていければというふうに考えているところでございます。

また調理室につきましては付記のとおり備品等の貸出しも含めた中での金額となっております。こちらについても同様の考えで、より多くの方に利用していた

だいて次のそこで、多くのこちらが想定する以上に利用していただければ金額についても、余剰が出てくるかと思いますので我々としては、この検証期間プレオープン期間中の検証も含めた中で4月1日以降の正式オープンがより充実したものになるようにまずは努力をしていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 鈴木議員。

○11番（鈴木千逸君） ファブラボのほうにつきましてはね恐らくどういったものをつくるのか、ものづくりといってもつくったものをどうのこうのというよりはスキルを磨くための、そういった施設なのかなというふうに私は勝手に理解しているのですが、ただ、そちらのほうは、償却費にはかなっているという理解でいいですね。積立てまでは、次の機械の更新の積立て費を捻出するまでにはいかないけれども、その償却期間に割り振りするとこのぐらいの来場があって、このぐらい使ってもらったら償却できるだろうというところには、かなっているということなのですね。そうあってほしいと思います。

あと、もう1点。ごめんなさいね、調理室のほうはね、私どうもファブラボのほうは、そこでもうけるかっていう人は多分いないと思うのですが調理室って、結局、利益が出るじゃないですか。調理してそれを販売するわけですからね、営業と一緒にですね。考え方によってはここも10割加算ということになるのではないかなというふうには思うのだけど。10割加算しちゃうとこの金額でどうのっていうとね、なかなか難しいことはありますから、いわゆる営業の物販とはちょっと違った位置づけはそれはそれでいいのかなと思うのですが、もう少しその調理器具の、繰り返しますけれども、やっぱり更新ということもあるでしょうし使えば使うほど傷む備品などもあると思いますしね、水回りのことでもあったりすると思いますので、ここはもう少し考えたほうがいいんじゃないのかというふうに思うんですけど、くどいように申し訳ないですが、重ねて質問しますがこちらに関しては、再考されたほうがいいんじゃないのかなというふうに思いますけれどもいかがでしょう。

○議長（鵜川和彦君） 答弁に入ります。

ブランド推進課主幹。

○ブランド推進課主幹兼栗山駅南交流拠点担当主幹（三木貴光君） 鈴木議員重ねてのご質問でございます。

調理室の設備の更新にかかる費用分を今後使用料に載せてはどうかといったところかなと思います。ここですね内部でもいろいろちょっと議論いたしました。やはりそういった考えも一つかなというのも話の中にはあったんですが、これまでのヤムズキッチンとして行ってきた事業、やっぱりその中で実際に出店される方ですねお声も聞きながら、やはりこの、今、チャレンジする段階において自分た

ちで食材をかけて確かに売上げはあるんでしょうけども、今すぐにそれがすぐにもうけにつながるわけではないので、なるべくそういった費用をちょっと抑えられるといいなといったお声もいただいています。それで今回ですね特にこの調理室、チャレンジといったところはかなり要素として大きいので、できる限りこの費用はですね、抑えられるところは抑えたいといったところも我々の気持ちとしてはございます。あともう一つちょっとファブラボと違うのがですね、ファブラボのほうはですね、もう使う機材が明確に決まっていますね。ただ調理室のほうやる調理とものによって使うものが全然変わってきたりするものですから、なかなかそこが色分け出来ない。かといって一体的に料金を取ったらいいかとか、ちょっとその辺もですね難しいのではなかろうかということで、ここはですねあえてちょっとその部分は、ちょっとこんな言い方もあれですけども、公費として1回一旦見させていただいて、ただ営業行為がある場合は、今鈴木議員も、お話あったようですね、10割加算というのがございますので、倍の料金をいただいて、その辺でちょっと、相殺できる部分は見えていこうかといったような考え方を持っております。それとちょっと少し関連いたしまして、そのほかで使うスペースですね。多目的ホールとか、そういったところにも一部プロジェクターとかそういった備品もございます。なるべく栗山町民の活動を積極的に進めていってもらおうといった観点で、できる限りはその辺の費用もですね、今回は使用料を取らずに、無料で貸出しするとか、そんなような考え方を持っておりますので、ちょっとファブラボとの差はありますけども、可能な限り町民活用を促すといった観点で、そのような考えを持っております。

以上です。

○議長（鵜川和彦君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ないようですので、討論を打ち切ります。

お諮りいたします。議案第57号 栗山町栗山駅南交流拠点施設条例について原案に賛成のみなさんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜川和彦君） 全員起立。

よって、議案第57号は原案どおり決定をいたしました。

◎議案第 5 8 号

○議長（鶴川和彦君） 日程第 6、議案第 5 8 号 栗山町第 7 次総合計画基本構想及び基本計画についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐々木 学君登壇〕

○町長（佐々木 学君） 議案第 5 8 号 栗山町第 7 次総合計画基本構想及び基本計画について提案理由をご説明申し上げます。

本計画は、栗山町自治基本条例第 2 5 条第 3 項、栗山町総合計画の策定と運用に関する条例第 9 条第 5 項及び栗山町議会基本条例第 8 条第 1 号の規定により、本議会の議決を求めるものであります。

本町はこれまで昭和 4 6 年より 6 期にわたり総合計画を策定し、今日のまちの礎を築いてまいりました。

こうした中、現行の第 6 次総合計画が今年度をもって終了することから、令和 5 年度から向こう 8 カ年の新たな計画となる第 7 次総合計画につきまして昨年度来、策定作業を進めてきたところであります。

この策定に当たりましては、これまでの取り組みの検証はもとより、社会経済情勢の変化や私が掲げた公約なども踏まえつつ、地域別・分野別懇談会、町民アンケート調査やグループインタビューなど、多様な機会を通じて多くの町民参加をいただきながら計画づくりを行ってまいりました。

また、公募を含めた 2 5 名の委員による総合計画審議会、さらには、栗山町議会基本条例に基づく一般会議におきましても慎重審議をいただくなど、これらの経過を経まして、今般、本計画をご提案させていただくものであります。

計画の概要であります。まず、基本構想につきましては、まちの将来像や重点政策方針、また、分野別政策の基本方針など、まちづくりの基本目標のほか、町財政の見通し、運用に関する基本ルールなどを定めております。

お手元の基本構想の 4 ページをお開きください。

この中で、まちづくりの合言葉につきましては、これまでに引き続きふるさと
は栗山です、とし、まちの将来像、目指す姿につきましては、みんなの絆で元気
あふれるまちという想いを込め、みんなが元気なまちとしております。

この、まちの将来像を実現するため、各分野を横断的に結び付けた 4 つの重点
施策を展開してまいります。

5 ページをお開きください。まず、1 点目の重点施策、次代のくりやまを担う
子どもたちが元気なまち、であります。子育て・教育環境のさらなる充実を図

るとともに移住・定住促進や雇用の場の創出など子どもたちが将来へ夢・希望を持って成長できるまちづくりを推進いたします。

6 ページをご覧ください。2 つ目の重点政策、共に支え合い生きがいをもって暮らせるひとが元気なまち、であります。すべての町民が心身ともに健やかに生きがいをもって暮らし続けるとともに、町民と行政との連帯・協働など、ふるさと栗山で生きる幸せを実感できるまちづくりを推進いたします。

7 ページをお開きください。3 つ目の重点政策、地域資源を活かし心豊かに暮らせる地域が元気なまち、であります。栗山の豊かな自然・歴史・文化の継承など次代に誇れるまちづくりの推進、また、安定したごみ処理体制の構築や地球温暖化対策、都市基盤の整備など、誰もが住みやすいまちづくりを推進いたします。

8 ページをご覧ください。4 つ目の重点政策、地域経済を支える産業が元気なまち、であります。地域経済の原動力である農商工の基盤を強化し、担い手育成や雇用の場の確保、関係人口の創出など、経済の成長が好循環するまちづくりを推進いたします。

9 ページをお開きください。計画期間中の目標人口につきましては、国勢調査を基準とした将来人口推計では、最終年次となります令和12年度において、9,531人まで減少することが見込まれておりますが、今ほどの4つの重点政策を全町挙げて推進し、この減少傾向を食い止めるべく、10,200人と設定したものであります。

分野別の政策につきましては、6つの分野において、それぞれの課題解決に向けた取り組みを推進してまいります。

10 ページをご覧ください。まず、1 つ目の生活環境であります。安定したごみ処理体制の構築や地球温暖化防止のための環境・エネルギー対策、地域と連携した防災体制の確立など、心豊かに暮らせるふるさとづくりを推進いたします。

2 つ目の教育であります。特色ある豊かな教育環境づくりや生涯教育の充実、豊かな自然や文化財等の次世代への継承など、人々が元気に輝くふるさとづくりを推進いたします。

11 ページをお開きください。3 つ目の医療・保健・福祉であります。町民の健康づくりや地域医療の確保、福祉サービスの充実など、健幸で生きがい感じるふるさとづくりを推進いたします。

12 ページをご覧ください。4 つ目の産業であります。農業の担い手確保、商店街の振興や企業誘致の推進、新たな関係人口の創出など、活力と賑わいあふれるふるさとづくりを推進いたします。

13 ページをお開きください。5 つ目の都市基盤であります。計画的な道路や住環境の整備、公共交通システムの充実、将来を見据えた市街地形成など、安

全・安心で快適なふるさとづくりを推進いたします。

14ページをご覧ください。6つ目の地域経営であります。町民主体のコミュニティ活動支援、地域社会のデジタル化、情報共有と町民参加の充実など、みんなの絆で支え合うふるさとづくりを推進いたします。

次に、基本計画であります。重点政策方針に基づく分野横断的な重点プロジェクト及び分野別の基本方針に基づく施策・計画事業を定めたものであり計画事業に関しましては、全分野合わせて151事業を盛り込んだところであります。

以上、計画の概要を申し上げましたが、本日はこのほか、関連資料といたしまして、栗山町第7次総合計画進行管理計画、栗山町第7次総合計画参考資料、栗山町経営改革推進計画を配付しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

人口減少や少子高齢化、社会経済情勢の著しい変化など、地方を取り巻く環境は一段と厳しさを増しておりますが、このような局面を迎えているからこそ、ふるさと栗山の町民力・地域力を活かしたまちづくりが重要であります。

まちの将来像であるみんなが元気なまちの実現を目指し、全町一丸となってこの計画を着実に推進してまいります。

以上、提案理由といたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜川和彦君） 提案理由の説明が終わりましたが、本案件につきましては、昨年9月以降栗山町議会基本条例に基づく一般会議を開催し、審議を進めてまいりました。

本日正式に議案として提出されましたので、さきに協議したとおり栗山町中長期財政問題等調査特別委員会に付託の上、審査をしていただきたいと思いますと考えますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、議案第58号 栗山町第7次総合計画基本構想及び基本計画については、栗山町中長期財政問題等調査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、審査につきましては休会中に審査をしていただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議がないようですので、休会中に審査をしていただくことに決定をいたしました。

◎休会の宣告

○議長（鵜川和彦君） お諮りいたします。

本定例会 1 月臨時会議に付議された案件の審議をすべて終了しましたので、会議規則第 7 条の規定により、令和 4 年定例会を休会したいと考えますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鵜川和彦君） ご異議なしと認めます。

令和 4 年定例会は、休会することに決定をいたしました。

これをもちまして、散会といたします。

散会 午前 1 0 時 2 7 分

右会議のてん末を記載し相違ないことを証するため署名する。

栗山町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員